

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
政策経営部
政策総務課
電話 22-3141番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

規 則

- 規則第25号 宇治市高齢者福祉電話貸与及び電話料助成規則
.....(長寿生きがい課) ... 2
- 規則第26号 宇治市危険物規制規則の一部を改正する規則
.....(予防課) ... 3

告 示

- 告示第104号 個人演説会開催のために必要な施設の設備の程度及び候補者が納付すべき費用額並びに使用に関する定めの一部廃止等
.....(自治振興課) ... 4

農 業 委 員 会

- 公告第8号 農業委員会定例総会の招集
..... 5

規 則

宇治市高齢者福祉電話貸与及び電話料助成規則を、ここに公布する。

令和3年8月25日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第25号

宇治市高齢者福祉電話貸与及び電話料助成規則

宇治市老人福祉電話電話料助成金支給規則(昭和60年宇治市規則第41号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、低所得の高齢者に対し、福祉電話を貸与し、及び電話料を助成することにより、コミュニケーション及び緊急連絡の手段の確保を容易にし、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 福祉電話の貸与及び電話料の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する65歳以上の者とする。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市が備える住民基本台帳に記録されている者
- (2) 電話機能を有する機器を所有していない者
- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯に属する者又は本人及びその属する世帯の主たる生計維持者の前年分(1月から8月までの間に次条の規定による申請があつた場合は、前々年分)の所得税が非課税である者
- (4) 居宅において日常生活を営む者で、次のいずれかに該当するもの

ア 一人暮らしで生計を維持している者

イ 60歳以上の者、18歳未満の児童又は次に掲げる障害者のみと同居している者

(ア) 国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に規定する障害の程度が1級若しくは2級に該当すると認められる者又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する1級から4級までのいずれかに該当する者

(イ) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知能指数が75以下と判定された者

(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(貸与の期間)

第3条 福祉電話の貸与の期間は、貸与を決定した日から8月31日までとする。ただし、貸与を決定した日の属する月が9月から12月までの間であるときは、貸与を決定した日から貸与を決定した日の属する年の翌年の8月31日までとする。

(費用の負担区分等)

第4条 福祉電話の貸与に係る設置及び撤去の費用は、本市の負担とする。

2 福祉電話の電話料は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める者の負担とする。

(1) 基本料(回線使用料、屋内配線使用料、機器使用料及びユニバーサルサービス料の合計額をいう。) 本市

(2) 通話料 利用者

3 市長は、1月につき300円を限度として通話料を助成する。(申請)

第5条 福祉電話の貸与及び電話料の助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、高齢者福祉電話貸与・電話料助成申請書(別記様式第1号)により市長に申請しなければならない。

(決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受領したときは、その内容を審査し、福祉電話の貸与及び電話料の助成の適否を決定し、高齢者福祉電話貸与・電話料助成決定(却下)通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(貸与及び助成)

第7条 市長は、福祉電話の貸与及び電話料の助成の決定を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、福祉電話を貸与し、及び電話料を助成するものとする。

(貸与及び助成の取消し等)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、福祉電話の貸与及び電話料の助成を取り消すものとする。

(1) 対象者に該当しなくなったとき。

(2) この規則又は市長の指示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により福祉電話の貸与及び電話料の助成を取り消すときは、高齢者福祉電話貸与・電話料助成決定取消通知書(別記様式第3号)により利用者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた利用者は、速やかに福祉電話を市長に返還しなければならない。

(返還)

第9条 市長は、利用者が偽りその他不正な手段により福祉電話の貸与及び電話料の助成を受けたと認めるときは、貸与を受けていた福祉電話及び貸与に係る費用並びに助成を受けていた電話料の全部又は一部を返還させるものとする。

(管理等)

第10条 利用者は、福祉電話を善良な管理者の注意をもって適正に管理しなければならない。

2 利用者は、福祉電話に関する権利義務及び当該福祉電話を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(変更等の届出)

第11条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに高齢者福祉電話変更等届出書(別記様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(1) 対象者に該当しなくなったとき。

(2) 住所及び氏名を変更したとき。

(3) 福祉電話を破損し、汚損し、又は滅失したとき。

(4) 前3項に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。

(損害賠償)

第12条 利用者は、故意又は重大な過失により福祉電話を破損し、汚損し、又は滅失したときは、市長が相当と認める額を賠償しなければならない。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

高齢者福祉電話貸与・電話料助成申請書

年 月 日

宇治市長宛て

申請者 住所

氏名 ㊟

福祉電話の貸与及び電話料の助成を受けたいので申請します。

対象者	住 所					
	氏 名					
	生年月日					
生活保護受給状況						
所得税課税状況						
同居家族	氏名	続柄	年齢	障害の有無	障害者手帳の名称及び障害の程度	
備 考						

別記様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

宇治市長 ㊟

高齢者福祉電話貸与・電話料助成決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあつた高齢者福祉電話の貸与及び電話料の助成について、次のとおり決定（却下）したので通知します。

- 1 決定 次のとおり福祉電話を貸与し、及び電話料を助成します。
- 2 却下 次の理由により福祉電話を貸与し、及び電話料を助成することができません。

別記様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

宇治市長 ㊟

高齢者福祉電話貸与・電話料助成決定取消通知書

年 月 日付け第 号により通知しました福祉電話の貸与及び電話料の助成の決定を、次の理由により取り消します。

取消理由

別記様式第4号（第11条関係）

高齢者福祉電話変更等届出書

年 月 日

宇治市長宛て

届出者 住所

氏名 ㊟

次のとおり変更等がありましたので届け出ます。

- 1 変更等の内容
- 2 変更等年月日

（揭示済）

宇治市危険物規制規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和3年9月3日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第26号

宇治市危険物規制規則の一部を改正する規則

宇治市危険物規制規則（平成2年宇治市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「承認」を「承認の申請」に改め、同条第1項中「による」を「により」に、「取り扱うことの承認の申請」を「取り扱おうとする者」に、「提出して行くものとする」を「提出しなければならない」に改め、同条第2項を削る。

第4条及び第4条の2を次のように改める。

（製造所等の変更の許可及び仮使用の承認の同時申請）

第4条 規則第5条の3に規定する製造所等の位置、構造又は設備の変更の許可及び仮使用の承認の申請書は、市長に2通提出しなければならない。この場合において、当該申請書に添付する書類については、前条第2項の規定を準用する。

（申請の取下げ）

第4条の2 第2条から前条までの規定又は規則第5条の2、第6条第1項、第6条の4第1項若しくは第62条の3の規定により申請した者が当該申請を取り下げるときは、承認・許可申請等取下げ届出書（別記様式第4号）を市長に2通提出しなければならない。この場合において、当該申請に係る許可を受けているときは、当該届出書に許可書を添付しなければならない。

第4条の3中「提出するものとする」を「提出しなければならない」に改める。

第5条第2項を削る。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第7条中「市長に」を「市長に2通」に改める。

第8条第2項を削る。

第8条の2第1項中「規則第62条の5の2第3項」を「規則第62条の5の2第4項及び第62条の5の3第4項」に、「提出するものとする」を「提出しなければならない」に改め、同条第2項を削る。

第8条の3を削る。

第9条第2項を削る。

第9条の2第2項を削る。

第10条第1項前段中「提出するものとする」を「提出しなければならない」に改め、同項後段中「、危険物取扱実務経験証明書」を「、実務経験証明書」に改め、同条第2項を削る。

第10条の2第2項を削る。

第10条の3第2項を削る。

第11条の2中「提出するものとする」を「提出しなければならない」に改める。

第12条中「により市長に届け出なければならない」を「を市長

に2通提出しなければならない」に改める。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号（第2条関係）

危険物 仮貯蔵 承認申請書
仮取扱

宇治市消防長宛て

年 月 日

申請者 住所
氏名
電話番号

危険物の所有者、管理者又は占有者	住所	電話番号		
	氏名			
仮貯蔵又は仮取扱いの場所	所在地及び名称			
危険物の類、品名及び最大数量		指定数量の倍数	倍	
仮貯蔵又は仮取扱いの方法				
仮貯蔵又は仮取扱いの期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間				
管理の状況				
現場管理責任者	住所	緊急連絡先		
	氏名			
仮貯蔵又は仮取扱いの理由及び期間経過後の処理				
その他必要事項				

備考

- 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 案内図、配置図、平面図、構造図その他関係書類を添付すること。

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号 削除

別記様式第3号中「、第4条の2」を削り、「宇治市指令 消第号」を「第号」に改める。

別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第4号（第4条の2関係）

承認・許可申請等取下げ届出書

宇治市長宛て

年 月 日

届出者 住所
氏名
電話番号

取り下げようとする申請の別				
設置者	住所	電話番号		
	氏名			
製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分		
受付年月日		受付番号		
承認・許可年月日		承認・許可番号		

取下げの理由	
その他必要な事項	

備考 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

別記様式第6号を次のように改める。

別記様式第6号 削除

別記様式第9号を次のように改める。

別記様式第9号（第10条関係）

実務経験証明書

氏名	(年 月 日生)			
取り扱った危険物	類別	第 類	品名	
取り扱った期間	年 月 日 から 年 月 日まで (年 月)			
製造所等の区分 (該当するものを○で囲むこと。)	製造所 ・ 貯蔵所 ・ 取扱所			
上記のとおり相違ないことを証明します。				
証明年月日	年 月 日			
事業所名				
所在地				
証明者	職名			
	氏名	Ⓜ		
	電話番号			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の宇治市危険物規制規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。



宇治市告示第104号

個人演説会開催のために必要な施設の設備の程度及び候補者が納付すべき費用額並びに使用に関する定めの一部廃止等について

個人演説会開催のために必要な施設の設備の程度及び候補者が納付すべき費用額並びに使用に関する定め（平成3年宇治市告示第30号）のうち、一部を廃止し、及び個人演説会開催のために必要な施設の設備の程度等及び候補者の納付すべき費用額の定め（平成5年宇治市告示第85号）のうち、一部を変更したので、公職選挙法

施行令（昭和25年政令第89号）第119条第2項及び第121条の規定により、次のとおり公表します。

令和3年9月3日

宇治市長 松村 淳子

<平成3年宇治市告示第30号に係る廃止>

施設の名称	種別	施設の所在地	納付すべき費用額（単位 円）						施設（設備を含む。）の程度その他			
			平日		土曜日の午後		日曜日及び休日		照明	演壇	聴衆席	弁士控室
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間				
宇治市下居集会所	公会堂	宇治市宇治下居82番地6	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	会場 60W3 控室 60W1 便所 40W1 出入口 20W1		座布団 50	
宇治市一ノ坪集会所	公会堂	宇治市槇島町一ノ坪321番地9	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	会場 60W2 控室 40W2 便所 20W1 出入口 10W1		座布団 50	
宇治市伊勢田西集会所	公会堂	宇治市伊勢田町ウトロ2番地89	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	会場 40W4 控室 40W2 便所 20W1 出入口 10W1		座布団 50	

<平成5年宇治市告示第85号に係る変更>

施設の名 称	施設の所在地		施設の面積 m ²		照明		聴衆席	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
宇治市三軒家集会所	宇治市槇島町一ノ坪234番地、93番地の1、158番地	宇治市槇島町一ノ坪158番地、234番地の1	110	59.21	会場 100W×1 40W×2 便所 40W×1 出入口 20W×1	会場 30W×8 便所 20W×1 出入口 20W×1	畳 28畳 ござ 15枚	畳 24畳

農 業 委 員 会

宇治市農業委員会公告第8号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第15回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和3年9月3日

宇治市農業委員会
会長 吉田 利一

開会日時 令和3年9月6日 13時30分

開会場所 宇治市役所 8階 大会議室

- 付議事項
- 1 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
 - 2 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 3 専決事項の報告
 - 4 その他

